

## 測量業者の不正行為に対する監督処分基準について

平成20年12月26日  
内閣府沖縄総合事務局長決定

測量業者の不正行為に対する監督処分基準を別添のとおり定める。

### (基準制定の趣旨)

本基準は、測量業者による不正行為について、沖縄総合事務局長が監督処分を行う場合の統一的な基準を定めることにより、事業者等によるコンプライアンス向上の取組を促進し、事業者等の行う不正行為等に厳正に対処し、もって測量業に対する国民の信頼確保と不正行為等の未然防止に寄与することを目的とする。

## 測量業者の不正行為に対する監督処分の基準

### 第1 趣旨

本基準は、測量業者(測量法(以下「法」という。)第55条の5第1項の規定により登録をした測量業者をいう。以下同じ。)による不正行為について、国土交通大臣が監督処分を行う場合の統一的な基準を定めることにより、測量業者の行う不正行為に厳正に対処し、もって測量業に対する国民の信頼確保と不正行為の未然防止に寄与することを目的とする。

### 第2 総則

#### 1 監督処分の基本的考え方

測量業者の不正行為に対する監督処分は、法第1条に定める「測量業を営む登録の実施、業務の規制等により、測量業の適正な運営とその健全な発展を図り、もって各種測量の調整及び測量制度の改善発達に資する」という目的を確保するため、法第56条に定める「測量業者は、その業務を誠実に行ない、常に測量成果の正確さの確保に努めなければならない。」という業務処理の原則に反する業者に対して行う。

#### 2 監督処分の実施方法

監督処分を行うに当たっては、法令違反の確認と併せて、当該違反行為の内容・程度、測量業の営業との関連、情状等を確認した上で、上記1の基本的考え方を踏まえ、監督処分が相応であると判断した業者に対して、本基準に従って行う。

ただし、情状により、必要な加重又は減輕を行うことができる。この場合、営業の停止処分を行うときは、「第3 監督処分の基準 2 営業の停止処分の具体的基準」(以下「具体的基準」という。)に定める日数若しくは以下6又は7で加重された日数に対し、2分の3倍又は2分の1倍に加重又は減輕を行う。さらに加重又は減輕が必要な場合は、その具体的理由を明らかにした上で、必要な範囲で加重又は減輕を行うことができる。ただし、加重後の日数は、6ヶ月を超えることができない。

#### 3 監督処分の対象となる不正行為の調査及び当該調査に基づく監督処分を行う期間

監督処分の対象となる不正行為の調査及び当該調査に基づく監督処分は、当該不正行為が発覚した時(他機関の調査や判断を踏まえるものについては、他機関の調査や判断が終了した時)から3年以内に行う。

#### 4 監督処分の対象地域

監督処分は、地域を限定せずに行う。ただし、不正行為が地域的に限定され当該地域の営業所のみで処理されたことが明らかな場合は、必要に応じ地域を限って処分を行うことができる。なお、役員が不正行為を行ったときは、代表権の有無にかかわらず、地域を限った処分を行うことができない。

#### 5 監督処分の実施時期

監督処分は、監督処分の対象となる事実が確定したときに行う。ただし、他機関による調査や判断を踏まえるべきものについては、刑の確定、排除措置命令又は課徴金納付命令の確定等他機関による調査や判断を待って行う。

#### 6 不正行為が複合する場合の監督処分

不正行為が複合する場合の監督処分は、個々の不正行為について定めた監督処分基準のうち、最も重い処分を定めたものに従う。この場合、営業の停止処分は、情状により、最も

重い処分を課すこととなる具体的基準に定める日数又は以下7において加重した日数の2倍以内で加重を行うことができる。ただし、加重後の日数は、6月を超えることができない。

## 7 監督処分を行った後に行われた不正行為の監督処分

監督処分を受けた測量業者が、当該監督処分を受けた日から(営業の停止処分について  
は営業の停止期間満了日から)3年(過去に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する  
法律(以下「独占禁止法」という。)第3条違反により監督処分を受けた測量業者が、再び同  
法違反により監督処分に該当する行為を行ったときは10年)を経過するまでの間に、再び監  
督処分に該当する行為を行ったときは、加重した監督処分を行う。この場合、営業の停止処  
分については、具体的基準に定める日数の2倍に加重を行う。ただし、加重後の日数は、6  
月を超えることができない。

## 8 監督処分の加重又は減輕の順序

監督処分の加重又は減輕の順序は以下の順による。

- ① 「7 監督処分を行った後に行われた不正行為の監督処分」による加重
- ② 「6 不正行為が複合する場合の監督処分」による加重
- ③ 「2 監督処分の実施方法」による加重又は軽減

## 9 不正行為を行った測量業者に合併等があったときの監督処分

不正行為を行った測量業者(以下「行為者」という。)が、不正行為発覚後、監督処分が行  
われる前に合併、会社分割又は営業譲渡を行った場合に、行為者の営業を承継した測量業  
者(以下「承継者」という。)の測量業の営業が行為者の測量業の営業と継続性及び同一性  
を有すると認められるときは次のとおり監督処分を行う。

- (1) 行為者が測量業を廃業している場合には、承継者に対して監督処分を行う。
- (2) 行為者及び承継者がともに測量業を営んでいる場合には、両者に対して監督処分を行  
う。

なお、不正行為発覚後、監督処分が行われる前に行為者又は承継者が、法第55条の10  
第1項第一号及び第二号に基づく登録の消除を受けた場合に、当該登録の消除の日以後に  
行為者又は承継者が、法第55条の5に基づく登録を受けたときは、当該登録を受けた行為  
者又は承継者に対して当該不正行為に基づく監督処分を行う。

## 10 営業の停止処分により停止を命ずる業務の範囲及び行為

- (1) 営業の停止処分により停止を命ずる業務の範囲は、法第10条の2に規定する測量業  
に関する営業(基本測量、公共測量又は基本測量及び公共測量以外の測量を請け負う  
営業)とする。
- (2) 営業の停止処分により停止を命ずる行為は、請負契約の締結及び入札、見積りの提出  
等これに付随する行為とする。なお、営業の停止処分の期間中に行えない行為、行える  
行為の例は、以下のとおりとする。
  - ① 営業の停止処分期間中に行えない行為の例
    - a 新たな測量の請負契約の締結(仮契約等に基づく本契約の締結を含む。)
    - b 処分を受ける前に締結された請負契約の変更であって、測量の追加に係るもの(測量  
の実施上特に必要があると認められるものを除く。)
    - c 上記及び営業の停止処分期間満了後における新たな測量の請負契約の締結に関連  
する入札、見積りの提出、交渉等
    - d 営業の停止処分が地域限定の場合は当該地域内における a～cの行為。
  - ② 営業の停止処分期間中に行える行為の例

- a 法施行令第1条で規定される測量及び同測量請負契約の締結に関する入札、見積りの提出、交渉等
- b 測量業登録に係る書類の申請又は報告
- c 処分を受ける前に締結された請負契約に基づく測量の実施
- d 瑕疵に基づく再測量の実施
- e 災害時における緊急を要する測量の実施
- f 請負代金等の請求、受領、支払い等
- g 企業運営上必要な資金の借入れ等

### 第3 監督処分の基準

#### 1 基本的考え方

- (1) 法第57条第1項の各号の一に該当する場合、同条第2項の各号の一に該当する場合で不正行為に関する測量業者の情状が特に重い場合又は測量業者が営業の停止処分に違反した場合は登録の取り消し処分を行う。
- (2) (1)に該当するものを除き、法第57条第2項各号の一に該当する不正行為があった場合には、以下の2に定める具体的基準に従い営業の停止処分を行う。

#### 2 営業の停止処分の具体的基準

##### (1) 一括下請負

測量業者が、法第56条の2第1項の規定に違反して、その請け負った測量を一括して他人に請け負わせ、又は他の測量業者からその請け負った測量を一括して請け負ったときは、15日の営業の停止処分を行う。

##### (2) 測量業者以外の者に対する下請負

測量業者が、法第56条の3の規定に違反して、その請け負った測量を測量業者以外の者に請け負わせたときは、15日の営業の停止処分を行う。

##### (3) 測量業者が一定の刑に処せられたとき

(法又は測量に関する他の法令違反)

① 測量業者(法人である場合においては、その役員)が、法又は測量に関する他の法令に違反して刑に処せられたときは、30日の営業の停止処分を行う。

(刑法又は独占禁止法違反)

② 以下の区分に定める者が、刑法又は独占禁止法に違反して、禁固以上の刑に処せられたときは、当該区分に応じて定める期間の営業の停止処分を行う。

a 測量業者(法人である場合においては、代表権のある役員)、6月

b 上記a以外の測量業者が法人である場合において代表権のない役員、120日

(その他法令違反)

③ 測量業者(法人である場合においては、その役員)が、上記①及び②に掲げる法令以外の法令に違反して、禁固以上の刑に処せられたときは、15日の営業の停止処分を行う。

##### (4) 国土交通大臣の処分に違反したとき

測量業者が、この法律の規定に基づく国土交通大臣の処分に違反したときは、15日の営業の停止処分を行う。

## (5) 業務に関して著しく不当な行為をしたとき

測量業者が、業務に関して以下の①から⑤までに掲げる事由に該当するときは、以下の①から⑤までに定める期間の営業の停止処分を行う。

(法又は測量に関する他の法令違反)

① 測量業者が、法、法施行令、法施行規則、法に基づく作業規程、作業規程の準則、計画書及び基準等並びに測量に関する他の法令に違反したときは、15日の営業の停止処分を行う。

(刑法又は独占禁止法違反)

② 以下の区分に定める者が、刑法又は独占禁止法に違反して、刑に処せられたときは、当該区分に応じて定める期間の営業の停止処分を行う。

a 測量業者(法人である場合においては、代表権のある役員)、6月

b 上記a以外の測量業者が法人である場合において代表権のない役員又は法第55条の13に定める測量士、120日

c 上記a及びb以外の測量業者の従業者又は法人、60日

③ 測量業者が、独占禁止法に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令の確定があった場合(独占禁止法第7条の2第13項に基づく通知を受けた場合を含む。)は、30日の営業の停止処分を行う。

(その他法令違反)

④ 測量業者が、上記①から③までに掲げる法令以外の法令に違反したときは、7日の営業の停止処分を行う。

(入札・契約に関する不正な行為)

⑤ 測量業者が、測量業の業務に係る競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をしたときその他入札及び契約手続について不正行為を行ったときは、15日の営業の停止処分を行う。

## 第4 その他

1 不正の手段により登録を受けた者など法に規定する罰則の適用対象となる不正行為については、告発をもって臨むなど、法の厳正な運用に努める。

2 登録の取消し処分及び営業の停止処分の内容については、速やかに公表するとともに国土交通省ネガティブ情報検索システムに掲載する。

## 第5 施行期日等

1 この基準は、平成21年1月1日から施行する。

2 この基準は、その施行後に不正行為が行われたものから適用する。